

【講演レポート】

JIPDECセミナー「企業におけるカメラ画像利活用の際の実務ポイント～防犯利用から商用利用まで～」

講演「カメラ画像利活用ガイドブックver3.0のご紹介」に関連していただいた主なご質問と回答

本Q&Aは、講演「カメラ画像利活用ガイドブックver3.0のご紹介」に関連して、セミナー参加者の方からお寄せいただいたご質問を内容ごとにとりまとめ、一般的な場合についてご回答しました。

Q:『カメラ画像利活用ガイドブック』では「防犯目的や、特定の個人を識別する目的で取得されるカメラ画像の利活用は対象外」との記載があるが、内容を詳しくご教示頂きたい。

例えば

- ・防犯目的をHP等で謳っていればOK（画像を利用することに問題がないか）
- ・特定の個人を識別する目的とは危険な人の入店を排除する目的などで使用することで問題ないかなど

A: カメラ画像利活用ガイドブックは商用利用の6つのユースケースを対象に検討しています（属性推定、人物の行動履歴の生成、レポート分析、人物形状の計測、風景画像の取得、滞留状況把握）。特定の個人を識別する目的でカメラ画像を利用するケースは対象に含んでいません ※1。検討対象としなかったケースは必ずしも非推奨というわけではありませんが、実施事業者においては、本ガイドブックの配慮事項を踏まえ、具体的なサービスの内容に応じて生活者のプライバシー保護に十分に配慮した対応が求められます。

※1 本ガイドブックの対象としているユースケースはいずれも、特定の個人を識別することを目的としたケースではありませんが、商用目的で、顔等で特定の個人が識別可能な状態でカメラ画像を取得している場合に、分析後速やかに撮影画像や特徴量データを破棄している場合であっても、個人情報の取得に該当します。

また、防犯目的や公共目的で取得されるカメラ画像の取扱いについては、本ガイドブックの検討の対象として取り上げていませんが、当該目的での取扱いの際にも本ガイドブックの記載内容が参考になるものと考えられます。防犯目的での利用については、個人情報保護委員会「犯罪予防や安全確保のための顔認識機能付きカメラシステムの利用について」（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kaoshikibetsu_camera_system.pdf）やカメラに関するQ&A（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/camera_QA.pdf）を参照いただくことが適切だと考えます。

Q:人ではない特定の場所を撮影することを目的としている場合で、どうしても人が写りこんでしまう場合の、個人情報保護法やプライバシー侵害についての具体的な対策が知りたい。

A:カメラ画像利活用ガイドの適用ケース（5）（写り込みが発生し得る風景画像の取得）適用ケース（6）（人物の滞留状況把握）においては、人物と判断した領域をアイコン化する処理を想定しています。また、写り込みが発生する際には写り込みうる生活者に、その旨が理解されるよう、通知・公表等のコミュニケーションを適切に実施することも大切です。

Q:ドライブレコーダーの動画、画像に関する取扱いについて。

A:カメラ画像利活用ガイドブックの適用ケース（5）では風景画像の取得にドライブレコーダーを利用しているケースとなりますが、現状、状況からみて利用目的が明らかとは言い切れないと考えられますので、街中の構造物の変化点を把握する為の利用であるためなどの利用目的等を特定し、明確に通知公表を行う例としてご紹介しています。

Q:製造業において、カメラ画像をAIで分析・活用する際に問題となるポイントと解決策を教えてください。

A:特定の個人（従業員を含む）の識別が可能な状態のカメラ画像を取得するのか否かを、ご確認ください。必要があると考えます。特定の個人が識別可能な状態でカメラ画像を取得する場合、利用目的を特定し、通知又は公表すること等が求められますが、カメラ画像利活用ガイドブックでは、AIの再学習のために教師データとしてカメラ画像を利用している場合には、その旨も利用目的の中に記載して通知又は公表することで、カメラ画像に写り込み得る個人においても、正確な理解が進むと思われる旨も記載しています。

本内容は、2023年5月26日に開催されたJIPDECセミナー「企業におけるカメラ画像利活用の際の実務ポイント～防犯利用から商用利用まで～」での講演「カメラ画像利活用ガイドブックver3.0のご紹介」に対していただいた主なご質問と回答を取りまとめたものです。